

三宅町結婚新生活支援事業実施計画書（概要）

1. 事業の趣旨・目的

経済的理由で結婚に踏み出せない世帯を対象に、婚姻に伴う新生活を支援することにより、少子化対策、及び移住定住促進の強化に資することを目的とする。

2. 地域の実情と課題

三宅町においても人口減少が進んでおり、その要因としては、若い世代の流出による社会減による影響と、出生数の減少による少子化の影響が大きい。そのため、平成27年度より町外からの転入促進を図るためUIターン促進事業として、転入者の住宅取得の費用について助成を実施してきた。ただ、転入者数に比べ、転出者の増加が大きいため、社会減による人口減少が続いている。

転出者においても、東京大阪などの都市部ではなく、近隣市町村への転出者が多いため、定住意向を高めるとともに、定住意向を持つ若い世代の流出抑制を早急を実施し、社会減を抑制することが喫緊の課題となっている。

また、出生数を増加させるため、従来から取り組んでいる「妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援」だけでなく、妊娠前の「結婚への支援」を新たに行うことで、「結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援」へと少子化対策を充実させることが課題となっている。

3. 市町村における少子化対策の全体像及びその中での本事業の位置付け

(1) 総合計画での少子化対策

三宅町総合計画では、第1章として子育て施策を位置づけ、「子どもの「笑顔」はみんなの元気」として、次の3つの施策を実施している。①子育て支援を充実する ②就学前教育・保育を充実する ③特色ある学校教育を展開する

そして、第5章では、「日々の暮らしに「潤い」を」として安心・安全、生活基盤の整備として、住環境を整備する施策として、移住・定住の促進に取り組んでいる。

(2) 本事業の総合計画での位置づけ

本事業においては、直接的には第5章の「住環境を整備する」施策としての移住・定住の促進に位置づけ、将来的には、子育て世帯への「子育て支援」に連続性を持った事業とする。

(3) 本事業の位置づけ

本町においては、従来より子育て支援を重視し、乳幼児に向けた支援として全戸訪問や、民間企業と連携した支援、ICTを活用した支援、未就学児の待機児童対策、放課後児童クラブの待機児童対策を実施している。そのため、定住者による出生数については、H27年と比べてH30年は81.5%増となり、子育て支援の充実による出生率の向上について効果が認められる。

ただ、定住者についての転出については、H27年と比べてH30年は同数となり抑制ができていない。

そのため、子育て世代の定住への支援を充実させるとともに、本事業は、子育て世代になる前の結婚支援を実施することで、若い世代の流出抑制を図るものと位置付ける。

4. 少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標

少子化対策全体の KPI としては、次の項目を定める。

出生数：40人

乳幼児健診の受診率：100%

乳児全戸訪問実施率：100%

子育て支援センター利用者数：1,500人

5. 実施期間

令和6年1月1日～令和7年3月31日

6. 所要見込額

900千円

7. 事業内容

新規に婚姻した世帯の婚姻に伴う住宅賃貸費用及び引越費用に対する支援を実施する。